

令和4年3月28日

境港市教育委員会議案（定例会）

目 次

【議決事項】

議案第4号	境港市渡公民館長の任命について	1
議案第5号	境港市外江公民館長の任命について	3
議案第6号	境港市境公民館長の任命について	4
議案第7号	境港市上道公民館長の任命について	5
議案第8号	境港市余子公民館長の任命について	6
議案第9号	境港市中浜公民館長の任命について	7
議案第10号	境港市誠道公民館長の任命について	8
議案第11号	境港市公民館運営審議会委員の委嘱について	9
議案第12号	境港市スポーツ推進委員の委嘱について	13
議案第13号	境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	16
議案第14号	境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について	19
議案第15号	境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について	23
議案第16号	境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について	25
議案第17号	境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について	27
議案第18号	令和4年度境港市学校教職員の研修について	30
議案第19号	押印を求める手続きの見直しのための関係規則の整理に関する規則の 制定について	33

【協議事項】

3月定例市議会教育委員会関係質問答弁について
令和4年度教育委員会関係予算について

【報告事項】

教育総務課	45
生涯学習課	46
図書館	47

議案第4号

境港市渡公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市渡公民館長に任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

記

境港市渡町2003番地10

早川輝彦

昭和29年10月10日生

令和4年4月1日付発令

主 な 内 容

1 公民館長の任命

公民館長を任命する。

※渡、外江、境、上道、余子、中浜地区は再任。誠道地区は新任

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 根拠法令

社会教育法（抜粋）

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会
が任命する。

（以 下 省 略）

議案第5号

境港市外江公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市外江公民館長に任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

記

境港市外江町3067番地

松浦友三

昭和25年6月24日生

令和4年4月1日付発令

議案第 6 号

境港市境公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市境公民館長に任命する。

令和 4 年 3 月 2 8 日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬場崎町 2 9 番地

植 田 建 造

昭和 2 9 年 1 1 月 2 6 日生

令和 4 年 4 月 1 日付発令

議案第7号

境港市上道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市上道公民館長に任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬上道町3201番地

清水厚志

昭和31年3月20日生

令和4年4月1日付発令

議案第 8 号

境港市余子公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市余子公民館長に任命する。

令和 4 年 3 月 2 8 日 提出

境港市教育委員会

記

境港市高松町 1 9 5 番地

阿 部 泰 典

昭和 2 7 年 1 月 2 0 日生

令和 4 年 4 月 1 日付発令

議案第9号

境港市中浜公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市中浜公民館長に任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

記

境港市三軒屋町4472番地

松本 隆

昭和25年3月10日生

令和4年4月1日付発令

議案第10号

境港市誠道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市誠道公民館長に任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

記

境港市誠道町83番地

藤本晋也

昭和41年6月11日生

令和4年4月1日付発令

議案第 1 1 号

境港市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 4 年 3 月 2 8 日 提出

境港市教育委員会

令和4年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

	氏名	町名	備考
渡公民館	伊佐 俊宏	夕日ヶ丘	再
	山根 伸彦	上道町	新
	門脇 登	渡町	再
	品川 晴美	渡町	再
	角 純也	森岡町	再
	十河 淳	渡町	再
	増岡 茂	渡町	再
	松田 真二	夕日ヶ丘	再
	松本 孝	渡町	新
	松本 美紀枝	渡町	再
	渡辺 明彦	渡町	再
	渡辺 寿春	渡町	再
	渡辺 三矢	渡町	再
	渡辺 洋輔	渡町	新
	渡辺 好美	森岡町	再
境公民館	石橋 文夫	上道町	再
	上田 美智子	元町	再
	奥森 由子	元町	再
	黒田 真美	相生町	再
	酒井 達矢	米川町	再
	佐藤 寿美子	東本町	再
	島村 節夫	蓮池町	再
	添田 二郎	中町	再
	竹内 健治	松ヶ枝町	再
	湯尾 毅	竹内町	新
	村上 陽生	上道町	再
	村上 素子	元町	再
	山田 哲男	東雲町	再
	渡邊 はるみ	栄町	再

	氏名	町名	備考
外江公民館	遠藤 多恵子	芝町	新
	香川 登	外江町	新
	柏木 雅昭	清水町	再
	片岡 千春	外江町	再
	栢本 博	外江町	再
	木下 厚志	外江町	新
	古徳 幹男	外江町	再
	空野 高幸	外江町	再
	高梨 典子	外江町	再
	柘植 英敏	外江町	新
	濱田 洋子	芝町	再
	松尾 忠光	米川町	再
	松本 晶彦	外江町	再
	松本 和弘	外江町	再
	鷺澤 美紀	芝町	新
上道公民館	足立 のりこ	上道町	再
	岩本 和貴	上道町	新
	内田 綾子	米子市米原	再
	遠藤 太一	上道町	再
	大西 保幸	上道町	再
	榎野 豊	中野町	再
	川端 豊	上道町	新
	駒井 朋子	上道町	再
	嶋川 咲子	上道町	再
	田林 真里子	上道町	再
	西原 実	上道町	再
	橋本 ゆかり	上道町	再
	平松 謙治	上道町	再
	森田 泰弘	大山町西坪	再
	山田 幹夫	上道町	再

令和4年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

	氏名	町名	備考
余子公民館	足立 勲	中野町	再
	阿部 紀樹	高松町	再
	伊東 亜希子	竹内町	再
	井本 英	高松町	再
	木村 健一	中野町	再
	小灘 俊朗	福定町	再
	柴田 秀樹	竹内町	再
	竹本 知男	中野町	再
	手島 真治	美保町	新
	中村 将人	上道町	再
	長谷川 伸	竹内町	再
	原口 翔也	美保町	再
	東 大介	竹内町	再
	武良 謙	高松町	再
	吉岡 裕恭	福定町	再
誠道公民館	秋吉 早苗	誠道町	新
	岩本 信二	誠道町	再
	江角 尚子	誠道町	再
	加納 章	誠道町	再
	工野 昌彦	誠道町	再
	小林 豊	誠道町	再
	清水 道夫	誠道町	新
	高松 紀行	誠道町	再
	中本 勝	誠道町	再
	西村 夕貴	誠道町	新
	櫛本 清美	誠道町	再
	八幡 明	米子市東福原	再

	氏名	町名	備考
中浜公民館	足田 京子	幸神町	再
	足立 君子	財ノ木町	再
	足立 俊	新屋町	再
	上田 佳子	財ノ木町	新
	遠藤 豊美	小篠津町	新
	木村 秀幸	小篠津町	再
	志賀 智子	夕日ヶ丘1丁目	再
	手島 豊	幸神町	再
	中井 絵里子	麦垣町	再
	永井 丈志	三軒屋町	新
	沼澤 信昭	夕日ヶ丘1丁目	新
	松本 敏治	麦垣町	再
	安田 由毅	新屋町	再
	植田 伸一	米子市福市	新
	渡辺 功	三軒屋町	新

主 な 内 容

1 境港市公民館運営審議会委員の委嘱
異動等により新たに委員を委嘱する。

2 任期
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

3 根拠法令
社会教育法（抜粋）
（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（以 下 省 略）

境港市公民館条例（抜粋）
（公民館運営審議会の委員）

第5条 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（以 下 省 略）

境港市公民館運営審議会規則（抜粋）

第2条 審議会の委員の任務は、次のとおりとする。

（1）公民館長の諮問に応じ、調査審議する。

（2）公民館活動を推進する。

（3）その他必要な事項

（以 下 省 略）

議案第 12 号

境港市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

境港市教育委員会

境港市スポーツ推進委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

地区	氏名	住所	当初委嘱年度
境	阿部 貴志	馬場崎町	H24
	景山 収	花町	H16
	角 英幸	栄町	H30
上道	岡田 善和	上道町	H24
	駒井 朋子	上道町	H28
	坂本 浩太郎	上道町	H30
余子	鶴田 肇	竹内町	H14
	池渕 佳代子	中野町	H22
	東 大介	竹内町	R4
誠道	藤本 晋也	誠道町	H14
	本池 康憲	誠道町	H28
	岩本 信二	誠道町	H29
中浜	徳永 由樹	三軒屋町	H24
	岩本 清隆	新屋町	H25
	吉井 巧	小篠津町	H29
渡	増岡 茂	渡町	H18
	渡辺 寿春	渡町	H12
	松本 直樹	渡町	H18
外江	柘植 英敏	外江町	R4
	松本 真弓	外江町	H23
	伊藤 千代香	外江町	H24

新任

新任

主 な 内 容

1 境港市スポーツ推進委員の委嘱
境港市スポーツ推進委員の任期満了により新たに委嘱する。

2 任期
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

3 根拠法令
スポーツ基本法（抜粋）
（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。
（以 下 省 略）

境港市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は22名以内とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。
（以 下 省 略）

議案第 13 号

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

境港市教育委員会

学 校 医 等 名 簿

令和4年4月1日 現在

学 校 名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	新・継
渡 小 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	新
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	永瀬 聡	ながせ歯科	継
	薬 剤 師	福井 優介	オレンジ薬局	継
外 江 小 学 校	学 校 医	済生会境港総合病院（業務委託）		新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	植村 幸雄	ひまわり歯科医院	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
境 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	小徳 賢司	小徳歯科クリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
上 道 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	森脇 祥博	森脇歯科医院	継
	薬 剤 師	大山 亮	増谷薬局	継
余 子 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	新
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	新
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	足立 守	足立守歯科	継
	薬 剤 師	佐藤 学	境中央薬局	継
中 浜 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	木村 清	木村歯科医院	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継
第 一 中 学 校	学 校 医	來間 美帆	市場医院	新
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	山本 祐子	米子医療センター	継
	歯 科 医	足立 融	あい・あだちデンタルクリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
第 二 中 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	山本 祐子	米子医療センター	継
	歯 科 医	酒井 博淳	さかい歯科クリニック	継
	薬 剤 師	山下 恵子	たけのうち薬局	継
第 三 中 学 校	学 校 医	來間 美帆	市場医院	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	新
	耳鼻咽喉科医	山本 祐子	米子医療センター	継
	歯 科 医	倉元 健志	倉元歯科クリニック	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継

主 な 内 容

1 学校医に退任者が出たため、新たに配置を見直して任命する。

学校名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	異動内容
渡小学校 余子小学校 第三中学校	眼 科 医	濱橋 孝寿	はまはし眼科医院	退 任 (令和4年3月31日付)
外江小学校 第一中学校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	退 任 (令和4年3月31日付)
渡小学校 余子小学校 第三中学校	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院	委 嘱 (令和4年4月1日付)
外江小学校	学 校 医	済生会境港総合病院（業務委託）		業務委託契約 (令和4年4月1日～ ～令和5年3月31日)
第一中学校	学 校 医	來間 美帆	市場医院	委 嘱 (令和4年4月1日付)

2 任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで 但し、業務委託契約については1年間

3 根拠法令

学校保健安全法（抜粋）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

（以 下 省 略）

境港市立小・中学校管理規則（抜粋）

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第26条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

（以 下 省 略）

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る事務等取扱要綱

（任期）

第4条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 14 号

境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

境港市教育委員会

令和4年度第一中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	森田泰弘	学校の校長（第一中学校）	継続
2	内田綾子	学校の校長（上道小学校）	継続
3	湯尾毅	学校の校長（境小学校）	新規
4	P T A 担当者	児童生徒の保護者（第一中学校）	新規
5	P T A 担当者	児童生徒の保護者（第一中学校）	新規
6	池淵直樹	児童生徒の保護者（上道小学校）	継続
7	久坂佳子	児童生徒の保護者（上道小学校）	継続
8	角本豪	児童生徒の保護者（境小学校）	継続
9	野々村崇	児童生徒の保護者（境小学校）	継続
10	清水厚志	地域住民（上道地区）	継続
11	岩本和貴	地域住民（上道地区）	継続
12	植田建造	地域住民（境地区）	継続
13	木村光哉	地域住民（境地区）	継続
14	中田耕治	学識経験者	継続
15	渡部万里子	学識経験者	継続
16	池淵美津子	学識経験者	継続
17	徳永哲郎	地域学校コーディネーター	継続
18	学校担当者	学校の教職員（第一中学校）	未定
19	学校担当者	学校の教職員（上道小学校）	未定
20	学校担当者	学校の教職員（境小学校）	未定

新規者の任期：平成4年4月1日から令和5年3月31日まで

継続者の任期：平成3年4月1日から令和5年3月31日まで

主 な 内 容

1 境港市各中学校区学校運営協議会委員の任命
異動及び任期満了に伴い新たに委員を任命する。

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（第一・第二中学校区）

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（第三中学校区）

3 根拠法令

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（抜粋）

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

（1）対象学校に在籍する児童生徒の保護者

（2）対象学校の所在する地域住民

（3）対象学校の校長

（4）対象学校の教職員

（5）対象学校の地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）

（6）学識経験者

（7）関係行政機関の職員

（8）その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員の一部については、これを公募することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（以 下 省 略）

境港市第一中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

（委員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

（1）各学校に在籍する児童生徒の保護者

（2）各学校の所在する地域住民

（3）各学校の校長

（4）各学校の教職員

- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他、教育委員会が適当と認める者
- (以下省略)

境港市第二中学校区学校運営協議会設置要綱(抜粋)

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

境港市第三中学校区学校運営協議会設置要綱(抜粋)

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

議案第15号

境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）第8条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

令和4年度第二中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	下西三宝	学校の校長（第二中学校）	新規
2	植田伸一	学校の校長（中浜小学校）	新規
3	中村将人	学校の校長（余子小学校）	継続
4	新和賢	児童生徒の保護者（第二中学校）	継続
5	東大介	児童生徒の保護者（第二中学校）	新規
6	米村正之	児童生徒の保護者（中浜小学校）	継続
7	林伊吹	児童生徒の保護者（中浜小学校）	新規
8	木村健一	児童生徒の保護者（余子小学校）	継続
9	石倉奈津恵	児童生徒の保護者（余子小学校）	新規
10	松本隆	地域住民（中浜地区）	継続
11	木村幹夫	地域住民（中浜地区）	継続
12	足立勝美	地域住民（中浜地区）	継続
13	阿部泰典	地域住民（余子地区）	継続
14	伊佐治敏	地域住民（余子地区）	継続
15	藤本晋也	地域住民（誠道地区）	新規
16	足穂豊	学識経験者	継続
17	新担当者	地域学校コーディネーター	新規
18	学校担当者	学校の教職員（第二中学校）	未定
19	学校担当者	学校の教職員（中浜小学校）	未定
20	学校担当者	学校の教職員（余子小学校）	未定

新規者の任期：平成4年4月1日から令和5年3月31日まで

継続者の任期：平成3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第16号

境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）第8条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

令和4年度第三中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考	
1	渡部 雅之	学校の校長（第三中学校）	新規	※
2	山根 伸彦	学校の校長（渡 小学校）	新規	
3	松尾 忠光	学校の校長（外江小学校）	新規	※
4	藤井 慶一	児童生徒の保護者（第三中学校）	新規	※
5	渡邊 冬樹	児童生徒の保護者（渡 小学校）	新規	※
6	藤原 誠	児童生徒の保護者（外江小学校）	新規	※
7	早川 輝彦	地域住民（渡 地区）	新規	※
8	水落 篤	地域住民（渡 地区）	新規	※
9	相川 ひとみ	地域住民（渡 地区）	新規	
10	十河 淳	地域住民（渡 地区）	新規	※
11	松浦 友三	地域住民（外江地区）	新規	※
12	足立 かおる	地域住民（外江地区）	新規	
13	大道 幸祐	地域住民（外江地区）	新規	
14	角田 靖	地域住民（外江地区）	新規	
15	渡辺 正子	学識経験者	新規	※
16	武良 純子	学識経験者	新規	
17	高梨 典子	地域学校コーディネーター	新規	※
18	学校担当者	学校の教職員（学校 教頭代表者）	新規	

任期：平成4年4月1日から令和6年3月31日まで

※：前期からの継続

議案第 17 号

境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について

境港市立小・中学校管理規則（平成 12 年教育委員会規則第 3 号）第 58 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

境港市教育委員会

境港市共同学校事務室 室長、室長補佐、その他職員の任命について

・室長

第一中学校 事務主幹 坪倉 有美子

・室長補佐

外江小学校 事務主幹 由永 利恵

余子小学校 事務主幹 荒木 美和

・室員

境小学校 事務副主幹 渡邊 京子

中浜小学校 事務副主幹 松村 美幸

第二中学校 事務副主幹 角 冬樹

第三中学校 事務副主幹 大畑 舞子

渡小学校 事務主事 見山 公一

余子小学校 事務主事 明里 花

上道小学校 事務主事 足立 流紀

外江小学校 事務職員 片山 昌子

第一中学校 事務職員 森田 桂子

主 な 内 容

1 境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命
異動に伴い境港市共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員(室員)を任命する。

2 任期
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 根拠法令
境港市立小・中学校管理規則(抜粋)

(共同学校事務室)

第58条 教育委員会は、校務運営への参画を行い、学校機能を強化し、境港市学校教育の充
実を図るため、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長、室長補佐及び所要の職員を置く。

3 共同学校事務室の室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長補佐は、共同学校事務室の連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。

(以 下 省 略)

議案第18号

令和4年度学校教職員の研修について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定により、学校教職員の研修方針を別添のとおり定める。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

令和4年度 境港市教育委員会主催の教職員研修会年間スケジュール

講師	1年	1～10年	10～20年	20～30年	30～年	管理職	養護教諭	事務職員	市職員
4月			・特別支援教育担当者会					・学校事務担当者会	
5月			・人権教育主任研修会 ・教務主任・研究主任合同研修会						・児童クラブ指導員研修会
6月	・第1回講師研修会 ・教員養成セミナー		・不登校担当者会 ・生徒指導担当者会			・管理職研修会		・第1回共同学校事務室 連絡協議会	・指導補助員研修会
7月		・第1回若手研修会(初任者研修を含む)	・管理職養成セミナー						
8月		・初任者研修会(2回実施)	・中堅教員研修会						
9月									・学校図書館職員研修会
10月								・第2回共同学校事務室 連絡協議会	・児童クラブ指導員研修会
11月			・不登校担当者会			・管理職研修会			・指導補助員研修会
12月		・第2回若手研修会(初任者研修を含む)	・中堅教員研修会						
1月	・第2回講師研修会		・人権教育主任研修会						
2月			・不登校担当者会 ・生徒指導担当者会 ・特別支援教育担当者会				・学校保健会講演会	・学校事務担当者会 ・第3回共同学校事務室 連絡協議会	
3月									

職員研修は任命権者が行う。(地公法39)
 県費負担教職員の研修は、市町村教委も行うことができる。市町村教委は都道府県教委が行
 う研修に協力しなければならない。(地教法45)

主 な 内 容

1 学校教職員の研修方針の決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第8号の規定により、校長、教員その他の教育関係職員の令和3年度における研修方針を定める。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（ 中 略 ）

（8）校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

（以 下 省 略）

議案第19号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の制定について

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年3月28日 提出

境港市教育委員会

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則

(境港市民体育館条例施行規則の一部改正)

第1条 境港市民体育館条例施行規則(昭和55年境港市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「印」を削る。

(境港市民テニス場条例施行規則の一部改正)

第2条 境港市民テニス場条例施行規則(昭和56年境港市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊤」を削る。

(境港市民温水プール条例施行規則の一部改正)

第3条 境港市民温水プール条例施行規則(昭和62年境港市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「印」を削る。

(境港市地区体育館条例施行規則の一部改正)

第4条 境港市地区体育館条例施行規則(平成3年境港市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊤」を削る。

(境港市文化ホール条例施行規則の一部改正)

第5条 境港市文化ホール条例施行規則(平成6年境港市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊤」を削る。

(境港市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 境港市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年境港市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

学校医等公務災害補償
療 養 補 償 請 求 書

請求第 回目（同一傷病についての請求回数）

境港市教育委員会 様		請求年月日		年 月 日	
下記の療養補償を請求します。		所及び氏名			
学校医等の所属学校名		医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数		氏名及び生年月日	年 月 日生
負傷又は発病年月日		年 月 日 時ごろ		※公務上疾病細分番号	
傷病名、傷病の部位及びその程度					
傷病の経過 年 月 日 治癒 死亡 転医 現在継続中					
療養の期	年 月 日から	年 月 日まで	日	診療実日数	日数
入院、看護、付添、移送又は物理的治療をしたときは、その必要のあった事由、症状等。なお、移送についてはその方法					
療 養 費 年 年 月 月 日 日 か ら ま で 日 間	区 分 及 び 摘 要				金 額
	診 療	初診	年 月 日		円
		往診	片道	料 回	
	の 他	（ 種 類 ） （ 回 数 ） （ 数 量 等 ）			
	手 術、 そ		物理的療法（種類） 回		
	入 院	年 月 日から	年 月 日まで	日間	給食の有無
合 計					
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日					
				医療機関の	住所 名称 職及び氏名
看 護 料	年 月 日から	年 月 日まで	日間	看護師	付添人
移 送 費	区間	から	まで	片道 往復	キロメートル 回
上記以外の療養費（内訳別紙領収書 枚のとおり）					
療養補償請求金額総計					
※ 受理年月		※ 決定年月		※ 支払年月	
					※ No.

- 備考
- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
 - 2 「医師の証明」の欄は、その記入に代えて同様事項を記載した医師の証明書を添付してよい。
 - 3 「看護料」、「移送費」及び「上記以外の療養費」の欄については、費用の領収書及び明細書を添付すること。
 - 4 「上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事を含まない場合の食事料及び療養に必要な治療材料等の費用を記載し、その費用の領収書及び内訳書を添付すること。
 - 5 「療養費」の欄の「区分及び摘要」及び「金額」の項は、医師等がまだその料金を受け取らない場合においても記載すること。
 - 6 事故又は疾病について、公務上の災害であることの認定が困難と認められるものについては、事故又は疾病の発生の原因及びその状況を詳細に記載した書類を添付すること。

様式第3号を次のように改める。
 様式第3号（第4条関係）

(表 面)
 学校医等公務災害補償
 療 養 補 償 請 求 書 (歯科用)
 請求第 回目 (同一傷病についての請求回数)

境港市教育委員会 様		請求年月日		年 月 日		
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所及び氏名				
学校医等の所属学校名		医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数		氏名及び生年月日	年 月 日生	
負傷又は発病年月日	年 月 日 時ごろ		※公務上疾病細分番号			
傷病名、傷病の部位及びその程度						
傷病の経過 年 月 日 治癒 死亡 転医 現在療養継続中						
初 診	年 月 日	診断によって疾病の発生が確定された日	年 月 日	入院外 入院		
療養の期	年 月 日から 年 月 日まで 日			診療実日数 日数		
入院、看護、付添又は移送をしたときは、その必要のあった事由、症状等。なお、移送についてはその方法						
療養費 年 年 月 月 日 日 から 日 日 間	区 分 及 び 摘 要				金 額	
	診 療	初診 年 月 日		円		
		往診 片道 キロメートル 回				
	薬 治 料					
	注 射 料					
	処置料 (硬)					
	充 て ん 料					
	インレー料					
	補 て つ 料					
	手 術 料					
	処置料 (軟)					
合 計						
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日						
				医療機関の	住所 名称 職及び氏名	㊦
看 護 料	年 月 日から 年 月 日まで		日間	看護師 付添人	円	
移 送 費	区間	から	まで	片道 往復	キロメートル 回	
上記以外の療養費 (内訳別紙領収書 枚のとおり)						
療養補償請求金額総計						
※ 受理年月		※ 決定年月		※ 支払年月		※ No.

(裏 面)

備考

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「療養費」の「その他」の欄には、特殊な移送方法及びそれに要した金額を記載すること。
- 3 「看護料」、「移送費」及び「上記以外の療養費」については、費用の領収書及び明細書を添付すること。
- 4 事故又は疾病について公務上の災害であることの認定が困難と認められるものについては、事故又は疾病の発生の原因及びその状況を詳細に記載した書類を添付すること。

様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第4条関係）

(表 面)
 学校医等公務災害補償
 療 養 補 償 請 求 書 (歯科用)
 請求第 回 目 (同一傷病についての請求回数)

境港市教育委員会 様		請求年月日		年 月 日		
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所及び氏名				
学校医等の所属学校名		医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数		氏名及び生年月日	年 月 日生	
負傷又は発病年月日	年 月 日 時ごろ		※公務上疾病細分番号			
傷病名、傷病の部位及びその程度						
傷病の経過 年 月 日 治癒 死亡 転医 現在療養継続中						
初 診	年 月 日	診断によって疾病の発生が確定された日	年 月 日	入院外 入院		
療養の期	年 月 日から 年 月 日まで 日			診療実日数 日数		
入院、看護、付添又は移送をしたときは、その必要のあった事由、症状等。なお、移送についてはその方法						
療養費	区 分 及 び 摘 要				金 額	
	診 療	初診 年 月 日		円		
		往診 片道 キロメートル 回				
	薬 治 料					
	注 射 料					
	処置料(硬)					
	充 て ん 料					
	インレー料					
	補 て つ 料					
	手 術 料					
日 間	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。					
	年 月 日		医療機関の		住所 名称 職及び氏名 ㊦	
看 護 料	年 月 日から 年 月 日まで		日間	看護師 付添人	円	
移 送 費	区間	から まで	片道 往復	キロメートル 回		
上記以外の療養費(内訳別紙領収書 枚のとおり)						
療養補償請求金額総計						
※ 受理年月		※ 決定年月		※ 支払年月	※ No.	

(裏 面)

備考

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「療養費」の「その他」の欄には、特殊な移送方法及びそれに要した金額を記載すること。
- 3 「看護料」、「移送費」及び「上記以外の療養費」については、費用の領収書及び明細書を添付すること。
- 4 事故又は疾病について公務上の災害であることの認定が困難と認められるものについては、事故又は疾病の発生の原因及びその状況を詳細に記載した書類を添付すること。

様式第5号を次のように改める。
 様式第5号（第4条関係）

学校医等公務災害補償
 傷病補償請求書

様		請求年月日		年 月 日	
下記		請求者の住			
の傷病補償を請求します。		所及び氏名			
1 所属又は所属していた学校の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数		氏名及び生年月日	年 月 日生
	※業務上の疾病細分番号	負傷又は発病年月日		年 月 日	
		傷病補償を受けるべき事由の生じた年月日		年 月 日	
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。				
年 月 日		所属学校長氏名 印			
2 医師の意見	傷病名、傷病の部位及びその程度				
	障害状況の詳細（図で示すことができれば図解する。）				
	傷病の経過の概要		年 月 日 治癒、転医、現在継続中		
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。				
年 月 日		医療機関の { 住所 名称 職及び氏名 印			
3 障害等級	第 級				
4 傷病補償請求金額	(補償基礎額) × (倍数) = 円				
5 厚生年金保険法等の適用	□ _____ の被保険者である。 □被保険者でない。				
※受理年月		※決定年月		※支払年月	※No.

- 備考
- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する「□」にレ印を記入すること。
 - 2 障害状況の詳細について記載欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付すること。
 なお、障害が外部から明らかに認められないときは、レントゲンフィルム又は写真を添付すること。
 - 3 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金法又は船員保険法の適用を受ける者であるときは「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法令の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに請求する障害補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法若しくは船員保険法の障害年金又は国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。）の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額及び支給開始年月、年金証書の記号及び番号、所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

様式第6号を次のように改める。
 様式第6号（第4条関係）

学校医等公務災害補償
 障 害 補 償 請 求 書

境港市教育委員会 様		請求年月	年 月 日				
下記の障害補償を請求します。		請求者の 住所及び					
1 所属 学校 校長 の 証明	学校医等 の所属学 校名	医師、歯科医師 又は薬剤師と してのそれぞ れの経験年数		氏名及 び生年 月日	年 月 日生		
	※業務上 の疾病 細分番		負傷又は発病年月 日	年 月 日			
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属学校長氏名 ㊟						
2 医 師 の 意 見	傷病名、傷病の部位 及びその程度						
	障害状況の詳細（図 で示すことができ れば図解する。）						
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 医療機関の { 住 所 名 称 職及び氏名 } ㊟							
3	障害等級	第 級					
4	障害補償 請求金額	<input type="checkbox"/> 年金（補償基礎額）（倍数） <input type="checkbox"/> 一時金 × = 円					
5	厚生年金 保険法等 の適用	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。					
※	受理年月	※	決定年月	※	支払年月	※	No.

- 備考 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する「□」に△印を記入すること。
 2 障害状況の詳細について記載欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付すること。
 なお、障害が外部から明らかに認められないときは、レントゲンフィルム又は写真を添付すること。
 3 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金法又は船員保険法の適用を受ける者であるときは「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法令の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに請求する障害補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法若しくは船員保険法の障害年金又は国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。）の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額及び支給開始年月、年金証書の記号及び番号、所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- 様式第7号中「㊟」を削る。
 様式第8号中「㊟」を削る。
 様式第9号中「㊟」を削る。
 様式第10号中「㊟」を削る。
 様式第11号中「㊟」を削る。
 様式第12号中「㊟」を削る。
 様式第13号中「㊟」を削る。

様式第14号中「㊦」を削る。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第18条関係）

（表 面）

学校医等公務災害補償障害現状報告書

境港市教育委員会 様 下記のとおり障害の現状を報告します。 年 月 日 住 所 報告者 氏 名			
1	年金証書の番号	第	号
2	治癒年月日	年	月 日
3	障害等級	第	級 号
4 傷病の経過又は障害の状況			
5 日常生活の概況			
6 厚受給 年関 係 保 険 法 等 の	当該傷病に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の額	支給されることとなった年月
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金	円	年 月
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。)	年金証書の記号 番号	所轄社会保険事務所等
	<input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金 (障害等級第 級)		
7 添付する書類又はその他の資料名			

備考 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。該当する「□」にレ印を記入すること。

2 「4 傷病の経過又は障害の状況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

(裏 面)

※ 8 医師の証明
(ア) 傷病名又は障害の種類
(イ) 傷病の経過及び治療方法の概要
(ウ) 傷病又は障害の現状
(エ) 今後の見込み
(報告者の氏名) については上記のとおりであると認めます。 年 月 日 病院又は診療所 { 所在地 名 称 医師氏名

様式第20号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、印及び㊤の表示を用いて作成されている用紙は、押印を省略することを前提とし、当分の間、使用することができる。

報 告 事 項

教育総務課

行事報告

2月25日(金)	3月定例市議会(～3月24日)	議場
3月1日(火)	令和4年度当初予算予算委員会	〃
3月3日(木)	定例校長会	保健相談センター講堂
3月6日(日)	地教委内示	白兔会館
3月8日(火)	県立高等学校一般入試(～9日)	各県立高等学校
3月10日(木)	臨時教育委員会(14:00～)	第一会議室
	臨時校長会(15:00～)	〃
	校長内示(15:30～)	〃
3月11日(金)	中学校卒業式	各中学校
	職員内示(16:00)	各小中学校
3月14日(月)	県立高等学校一般入試追検査	各県立高等学校
3月17日(木)	県立高等学校合格発表	〃
3月18日(金)	小学校卒業式	各小学校
3月23日(水)	中学校修了式	各中学校
3月24日(木)	小学校修了式	各小学校
	教職員人事異動発表(県教委HP)	
	中学校学年末休業日(～31日)	各中学校
3月25日(金)	教職員人事異動新聞発表	
	小学校学年末休業日(～31日)	各小学校
	県立高等学校再募集・特別措置検査	各県立高等学校
3月28日(月)	再募集・特別措置検査合格発表	〃
	教育行政説明会(加配教員等説明会)	オンデマンド配信

行事予定

3月29日(火)	臨時校長会	第一会議室
3月31日(木)	退職校長辞令交付式	白兔会館
	退職者辞令交付式	米子コンベンションセンター小ホール
	退職管理職辞令確認式	市長室
	退職者辞令確認式	第一会議室
4月1日(金)	新任管理職辞令交付式	米子コンベンションセンター小ホール
	新規採用者辞令交付式	〃
	臨時的任用・非常勤講師辞令交付式	各小中学校
	再任用辞令交付式	〃
4月4日(月)	管外転入者市教委着任式	第一会議室
	臨時的任用者市教委着任式・辞令確認式	〃
	新任管理職着任式・辞令確認式	市長室
4月5日(火)	非常勤講師市教委着任式・辞令確認式	保健相談センター研修室
	再任用職員・拠点校指導教員着任式・辞令確認式	〃
	新規採用者着任式・辞令確認式	〃
4月7日(木)	県立高等学校入学式	境高等学校・境港総合技術高等学校
4月11日(月)	小・中学校始業式	各小中学校
4月12日(火)	小・中学校入学式	〃
4月15日(金)	校長教頭合同協議会	第一会議室
	予算担当説明会	〃
4月18日(月)	教務主任・生徒指導主事辞令交付式	第一会議室

報 告 事 項

生涯学習課

行 事 報 告

2月22日(火)	第2回地域学校協働本部運営委員会	保健相談センター
24日(木)	公民館活動研究集会実行委員会 青少年育成研修会	境公民館 保健相談センター
25日(金)	3月定例市議会(～3月24日)	議場
3月7日(月)	定例公民館長会 境港市ピアノコンクール実行委員会	保健相談センター 第1会議室
13日(日)	ピアノコンクール受賞者コンサート	文化ホール
18日(金)	東大フィールドスタディー活動報告会	オンライン
21日(月)	牛田智大ピアノリサイタル	文化ホール
23日(水)	鳥取県文化振興財団地域懇談会	米子市文化ホール
24日(木)	境港市文化振興財団理事会	文化ホール
26日(土)	図書館リサイクル市	旧誠道小学校体育館

行 事 予 定

3月29日(火)	緞帳完成検査 (株)日新紺綬褒章伝達式	丹後テキスタイル 市長室
4月1日(金)	辞令交付式	教育長室
2日(土)	シンフォニー少年少女合唱団入団式	上道公民館
4日(月)	定例公民館長会	保健相談センター
9日(土)	シンフォニー少年少女合唱団保護者会	上道公民館
11日(月)	市民交流センター新築工事工期終了 ピアノコンクール実行委員会	市民交流センター 第1会議室
14日(木)	スポーツ推進委員協議会定例会	余子公民館
16日(土)	ガイナール鳥取ホームタウンデー	竜ヶ山陸上競技場

そ の 他

3月下旬	海とくらしの史料館のあり方に関する 提言書提出	市長室
------	----------------------------	-----

報告事項

境港市民図書館

1 入館利用者の状況

(1) 令和4年2月の入館状況

	本年度		3年間平均		◇1日平均	
	開館日数	入館者数	開館日数	入館者数	本年度	3年間平均
	27	4,738	20.0	3,616	175.5	181.4

(2) 登録者数及び貸出利用者数

	登録者数		貸出し利用者数	
	新規	累計		
一般	13	7,916	1,833	
高校生	0	444	31	
中学生	0	651	30	
小学生	1	3,601	328	
幼児	1	1,354	118	
小計	15	13,966	2,340	
団体	1	112	47	
合計	16	14,078	2,387	
		前月末 14,062	前年2月 1,418	

(3) 図書貸出し状況

一般書	雑誌	児童書	オーディオビジュアル	合計	団体貸
5,404	386	5,093	2	10,885	655
					○学校図書室
					市内小学校
					市内中学校
					鳥取聾学校ひまわり分校
					青谷高等学校
					○その他の団体
前々年 2月	7,643				県立図書館
前年 2月	7,060				市町村図書館
3年間平均	8,529				おしゃべりたんぼぼ
					市史
					育成保育園
					境公民館
					中浜公民館
					渡公民館
					住吉クローバー
					MAO

2 館内業務の状況

(1) 館報の発行 境港市民図書館だより2月号

(2) 月例行事の開催

①「絵本とおはなしの部屋」	第4土曜日(26日)	14:00~	本館
②「絵本と紙芝居を楽しむ会」	第2土曜日(12日)	14:00~	本館
③「境港の古文書を読む会」	第2・4土曜日(12・26日)	10:00~	上道公
④「みんなで楽しく『万葉集』を読もう」	第3土曜日(19日)	14:00~	上道公
⑤「おしゃべりたんぼぼおはなし会」	第3土曜日(19日)	14:00~	本館
⑥「読み聞かせ・かみしばい・英語」	第4土曜日(26日)	中止	
⑦「大人のための英語の多読教室」	第4土曜日(26日)	中止	

3 その他 (○市内行事、●市外行事、*その他)

○ 通りの劇場公演	8日延期	ナマステホール
○ 音読教室(館長・職員)	9日9:30~10:15	上道公
○ 食生活改善養成講座(副館長)	15日・16日	保健相談センター
● 鳥取県公共図書館協議会理事会リモート参加(館長)	16日11:00~15:30	本館
○ 音読教室(館長・職員)	18日10:00~10:45	渡公
○ 劇団プロジェクトBeeリーディング	19日13:00~14:00	本館プレーコーナー
○ 庄司行男氏お話し会「水木先生からのおくり物」	26日10:30~11:30	本館プレーコーナー
○ ダラズFM出演(副館長)	26日14:00~14:15	みなとラジオ